

第3章 就学先の決定

具体の就学先の検討の段階においては、保護者面談や学校見学・体験入学などを経て、教育上必要な支援内容等の判断・調整が行われる。

これらの過程を通して、就学先を検討する本人・保護者、学校、教育委員会の三者が子供の教育的ニーズを把握して共有するとともに、子供にふさわしい就学先を検討していく当事者として信頼関係を醸成していくことが求められる。

また、早期からの一貫した支援のためには、障害のある幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し、活用していくことが求められる。このような観点から、市町村教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所等において作成された個別の教育支援計画等や、児童福祉法等に基づき作成される個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある幼児児童生徒に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として、小中学校へ引き継ぐなどの取組を進めていく必要がある。

1 保護者面談

(1) 面談の内容

保護者面談では、子供の発達や障害の状態、生育歴や家庭環境、これまでの療育や教育の状況、教育内容や方法に関する保護者の意向、就学先に対して保護者が希望することなどを聴取する。その際、早期からの支援を通して「個別の支援ファイル」等が作成されている場合にはその活用を徹底し、生育歴や家庭環境等の情報を不必要に繰り返し尋ねることなどがないように、十分留意する必要がある。

なお、この面談の前に、就学に関するガイダンスが実施されており、保護者が教育相談・就学先決定の仕組みや手順について理解していることが重要である。仮にガイダンスが行われていない場合には、保護者面談の最初に実施する必要がある。

その上で、担当者が、保護者に特別支援教育の仕組みや地域の特別支援教育の実施状況などについて情報を提供するとともに、今後の教育相談の進め方について保護者の意向を聴き、連絡方法等を確認する。

(2) 保護者面談に当たっての留意事項

保護者面談を実施するに当たっては、以下の事項に留意する必要がある。

- ・保護者が心を開いて話せる雰囲気をつくるために、静かでくつろげる環境設定に配慮すること。
- ・限られた時間の中での大切な出会いであることを念頭において、相互の信頼関係を築くことに心がけること。
- ・相談が単なる質問や調査に終わることのないよう留意し、保護者の教育に対する意向等に十分耳を傾けること。
- ・保護者に不安を与えたり、不快感を与えたりするような対応をしないこと。
- ・保護者のもつ情報が少なかったり、偏っていたりする場合には、適切な情報を提供す

ること。

- ・面談担当者には個人情報に関する守秘義務があることを保護者に伝えておくこと。

2 子供に関する情報の収集

(1) これまでの教育及び支援機関等からの情報収集

子供が通園・通学する認定こども園・幼稚園・保育所・小学校・児童発達支援センター等の就学前支援機関・放課後等デイサービス等の放課後支援機関、医療施設等から保育・教育の内容や方法、特別な支援の内容や方法等について情報収集する。

上記の機関で、既に個別の教育支援計画や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等が作成されている場合には、その活用方法について機関と協議する。

(2) 行動場面の観察

個々の子供の教育的ニーズを把握し、必要な支援の内容を検討する上で、実際の子供の行動場면을観察することは欠かせない。

この場合においては、新しい教育機関で行う教育をよく知る者（新1年生の場合には、小学校や特別支援学校小学部の担当者）が、子供の実際の行動場면을観察して発達や障害の状況を把握するとともに、成長・発達のために必要な条件等を考察することなどが大切である。

行動場面の観察の方法としては、巡回教育相談や検査時などに併せて行う方法や、子供が通園・通学する認定こども園・幼稚園・保育所・小学校・児童発達支援センター、医療機関等の就学前支援機関・放課後等デイサービス等の放課後支援機関等に観察担当者が出向く方法などを積極的に検討することが望まれるが、以下の点に留意して行うことが重要である。

○ 子供との直接的なかかわりを大切にする

ワンサイド・ミラーを通した静的な観察よりも、子供との直接的なかかわりや働きかけを通じて行う方が有効な情報が多く得られる場合もある。さらに、子供とかかわっている様子を保護者に見学してもらうことで、保護者自身が子供のことについて理解を深めることができる場合が多い。なお、子供によっては、直接的なかかわりによって、緊張してしまう場合があることにも留意する。

○ 子供の可能性を探る視点をもつ

できる・できないの観点から行うのではなく、どのような条件や援助があれば可能なかなど、子供の成長・発達の可能性を探る視点をもって行うことが大切である。

○ 複数の視点から観察する

可能であれば関係者が複数で観察を行い、多様な観点から行動を評価する必要がある。観察者が一人の場合は、子供のとった行動について、保護者や認定こども園・幼稚園・保育所等の関係者の考えを聴くことなども求められる。

○ 事前の情報収集を大切にする

保護者面談等を通じて、子供の障害の状態や子供が興味・関心をもって取り組むことができることを聴いておくことが大切である。その情報をもとに課題の準備や環境の設定を工夫することにより有効な情報を得られる。

○ 子供の健康状態等の情報も把握する

学校生活を安心しておくことができるように、子供の健康状態を保護者に確認することや医療機関等よりの情報収集が必要な場合もある。継続して医療機関での支援を受けている場合や就学後に医療的ケア等を必要とする場合もある。

3 学校見学や体験入学の実施

(1) 学校見学

保護者が、就学先に関する情報を得るために学校見学を行う場合は、単なる学校施設の見学だけに終始しないようにする配慮が必要である。特に、学校が子供を大切にしているという第一印象や、学校が保護者を迎える温かい雰囲気、保護者の就学先の決定に大きく影響を与える場合が少なくない。したがって、学校を案内する場合には、保護者の学校教育に対する期待を十分理解し、見学場面における学習内容のねらいや次にどのような学習に発展していくのかなどについて、具体的に説明することが大切である。また、子供が就学した場合には、どのような指導を受けることができるのか、どのような配慮を実施することができるのか、子供の成長・発達の見通しはどのようなか等についても、具体的に知らせることが大切である。

また、見学に当たっては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など、幾つかの就学予定先の見学の機会を設け、子供の就学先決定に当たって幅広い視点を保護者がもてるようにすることも大切である。

学校見学の実施に当たっては、保護者が知りたいことに的確に応えるための十分な準備が重要であり、学校見学当日も、資料等に基づき、分かりやすく、具体的に説明することが求められる。一方、学校に対しては、特別な準備をするのではなく、ふだんの学校生活をありのままに見てもらうように伝えることが重要である。

学校見学の終了後においては、教育相談担当者は、見学した学校に関する保護者の疑問や感想を確認し、今後の相談の進め方や手続等について説明する。学校見学は、保護者の理解と納得が得られるまで複数回行う必要がある場合もある。型どおりに進めることなく、保護者の意向を十分に把握しながら計画することが大切である。

(2) 体験入学

体験入学は、就学前に子供が学校の日課に従って実際に授業に参加し、学習活動を体験する機会として実施するものである。自身の子供が実際に授業に参加している姿を、保護者が見学することにより、子供の能力や適性、教師の子供に対する姿勢、教育内容・方法について、具体的かつ、より客観的に知ることができる機会となっている。

学校は、体験入学を実施するに当たり、その具体的な計画について、学校全体の共通理解を図り、組織的に行うことが必要である。特に、体験入学に参加する子供にとっては、慣れない場での初めての経験であることを考慮して、温かい雰囲気の中で、楽しく活動ができるような配慮を行うことが重要である。

4 教育的ニーズ等の検討

(1) 教育的ニーズと必要な支援の検討

新たな就学先決定の仕組みにおいては、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市町村教育委員会が就学先を決定することとなる。

市町村教育委員会は、子供の発達や障害の状態、これまでの教育・保育及び支援の状況、保護者面談等を踏まえて、当該児童生徒の教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、本人・保護者や学校等との合意形成を進めていくこととなる。

この場合においては、教育的ニーズと必要な支援の提供について、地域の教育資源等をどのように活用できるのかとともに、現在の教育資源では提供が困難な内容を明確にすることも重要であり、就学先の違いにより必要となる環境や支援の内容、期待される教育効果、将来の支援の見通しなどについても検討し、整理することが必要である。

(2) 保護者からの意見聴取

保護者からの意見聴取に当たっては、これに先立ち、就学先及び就学後の支援の内容等について説明をした後、保護者が考える時間を十分に確保しておくことが必要である。

その際支援を必要とする理由や、就学先で得られる教育効果等についても、分かりやすく丁寧に説明することが重要であり、また、あらかじめ両親や家族で相談しておくことを勧めたり、既に就学している子供の家族に相談できる機会を設けたりなどの取組も有効である。

また、この場合においては、障害者基本法第16条第2項により、「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」旨が規定されている点にも留意しなければならない。

なお、障害のある子供本人の意見については、学齢児童生徒の段階においては、一般的には保護者を通じて表出されるものと考えられるが、中学校又は特別支援学校中学部への進学時などにおいては、障害や発達の状況等を踏まえつつ、別途本人の意見聴取を行うことが望ましい場合もあると考えられる。

(3) 専門家からの意見聴取

就学先の検討に当たっては、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、「教育支援委員会（仮称）」等にそれぞれの専門家が参加して総合的な判断のための検討を行うことなどが考えられる。なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会が就学先の決定を行うに際して、その判断に資するよう実施されるものであり、就学先を決定するのは、「教育支援委員会（仮称）」等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要である。

また、「教育支援委員会（仮称）」等については、早期からの一貫した支援の観点から、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援センター等の障害児通所支援施設や放課後等デイサービス、児童相談所の職員等の参画を得ることも有効と考えられる。

(4) 本人・保護者、教育委員会及び学校の合意形成

新たな就学先決定の仕組みにおいて、最も重要な理念の一つが、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等との合意形成である。就学先の決定に際しては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。なお、この際に、合理的配慮の内容についても合意形成を図ることが望ましい。

さらに、就学後においても支援の内容や就学先について必要に応じて見直すことや、見直しの時期及び見直しのための手続についても理解を共有しておく。なお、特別支援学校に就学する場合には、必要に応じて居住地にある小中学校との交流及び共同学習等についても、了解を得ておくことなどが考えられる。

また、具体的な合意形成の方法としては、三者が協議の場をもち、十分な話し合いの上で合意していくことが望ましい。

(5) 合意形成に至らなかった場合の対応

共生社会の形成に向けた取組としては、教育委員会が、早期からの教育相談・支援による相談機能を高め、合意形成のプロセスを丁寧に行うことにより、十分に話し合い、意見が一致するように努めることが望ましい。しかしながら、それでも意見が一致しない場合が起こり得るため、市町村教育委員会の判断の妥当性を市町村教育委員会以外の者が評価することで、意見が一致する可能性もあり、市町村教育委員会が調整するためのプロセスを明確化しておくことが望ましい。例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会による市町村教育委員会に対する指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会（仮称）」等に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。なお、市町村教育委員会は、あらかじめ本人・保護者に対し、行政不服審査制度も含めた就学に関する情報提供を行っておくことが望ましい。

また、より実践的な方法としては、例えば、課題点を明確にした上で体験入学を実施し、一定期間の体験入学の後に、再び検討の場をもつことなども考えられる。

5 個別の教育支援計画等の作成

(1) 個別の教育支援計画等の作成

市町村教育委員会が、原則として翌年度の就学予定者を対象に、それまでの支援の内容、その時点での教育的ニーズと必要な支援の内容等について、保護者や認定こども園、幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して「個別の教育支援計画」等として整理し、就学後は、学校が作成する個別の教育支援計画の基となるものとして就学先の学校に引き継ぐものとする。

その際、既に認定こども園、幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関が個別の支援計画やそれに類似した計画を作成・活用している場合は、既存の類似した計画等の関係資料を、早期からの一貫性や一覧性が高く関係機関等の間の情報共有が容易なファイル（「相談支援ファイル」等）の形でとりまとめ、適宜就学に関する情報を累加するなど、計画作成の作業負担の効率化を図ることも有効である。

なお、個別の教育支援計画に係る教育と福祉の連携については、改正児童福祉法等の施

行（平成24年4月）に伴い、平成24年4月18日付けで厚生労働省と文部科学省の連名による事務連絡「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」が発出されており、これらを踏まえ、障害児相談支援事業所等において作成される「障害児支援利用計画等」との連携を図ることも重要である。

(2) 個別の教育支援計画に盛り込まれるもの

障害の状態、教育的ニーズと必要な支援の内容、保護者の意見、就学先の学校で受ける指導や支援の内容、関係機関が実施している支援の内容等について記載する。

(3) 個別の教育支援計画の作成過程

認定こども園、幼稚園、保育所等において個別の教育支援計画や個別の支援計画等が作成されている場合は、それらとの整合性や一貫性をもって作成するよう努める必要がある。

就学移行期に作成される個別の教育支援計画は、認定こども園、幼稚園、保育所等における幼児の状況等を踏まえ、就学先の学校及び就学先の学校における教育支援の内容等が含まれるものであり、専門機関等の関係者や保護者の参加を得て、当該児童に最もふさわしい教育支援の内容や、それを実現できる就学先等を決定していく過程で作成される。

就学移行期に作成される個別の教育支援計画は、保護者を含め関係者の間で、その子供に対する長期的な展望に立った指導や支援の方針や方向性に対する共通理解を得ながら作成されるものとなり、当該の子供にふさわしい就学先の学校や教育支援の内容についても、早い時期から共通認識が醸成されることが期待される。

個別の教育支援計画は、就学前の支援を引き継ぎ、教育相談の過程を経て作成され、新たな就学先における支援の充実を図るものである。したがって作成後は、保護者の了解を得た上で、就学先に引き継がれていく必要がある。